令和3年第16回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年8月20日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会教育長堀 和夫

同 委員中田尚代

同 委員坂口節子

同 委員高柳 誠

同 委員仲山英之

議題

1 議案

(1) 議案第70号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公 務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 今和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和2年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について
 - ② 「練馬こども園」の認定について
 - ③ 練馬区立地域子ども家庭支援センターの運営事業者の公募について
 - 4 その他

開 会午前10時00分閉 会午前11時30分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長		木	村	勝	巳	
教育振興部教育総務課長		櫻	井	和	之	
同	教育施策課長	枝	村		聡	
同	学務課長	杉	山	賢	司	
同	学校施設課長	牧	山	正	和	
同	保健給食課長	唐	澤	貞	信	
同	教育指導課長	谷		雄	塺	

 同 副参事
 山 本 浩 司

 こども家庭部長
 小 暮 文 夫

 こども家庭部子育て支援課長
 山 根 由美子

 同 こども施策企画課長
 柳 下 栄

 同 保育課長
 清 水 輝 一

 同 練馬子ども家庭支援センター所長
 橋 本 健 太

教育長

ただいまから令和3年第16回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方が2名いらっしゃっている。

本日の定例会は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者並びに傍聴者数を絞って実施をさせていただく。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、協議2件、教育長報告4件である。

(1) 議案第70号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

初めに、議案である。

議案第70号、「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。 それでは、この議案について説明をお願いする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

ただいまの説明にあったとおり、都立学校との均衡を図るために、学校医、学校歯科医、 薬剤師の条例の改正を行うものである。

委員の皆様方からご質問、ご意見等あればお願いする。

よろしいだろうか。

それでは、まとめさせていただく。議案70号については承認でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。それでは、議案70号については承認とさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。「協議(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について」、「協議(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について」、いずれの協議事項についても、本日資料が提出されている。

初めに、協議(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置についての 説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いする。

高柳委員

感想である。今までにも同様の資料を何回か見させていただき、今回の配付資料も見させていただいて、着実に計画し、また、地域の方々に説明があったことがよく分かった。今回の配付資料の2ページには、旭丘・小竹地域における小中連携の取組ということで、「目指す15歳の姿」として3つ挙げている。また、その下に、学校間の交流、一貫性のある指導、そして特に近接する3大学との連携ということが記載されており、今まで旭丘小学校と中学校・小竹小学校が大事にしてきた教育をさらに発展させて、学校や地域の特色が表れている学校づくりが計画されていると思った。今後ともどうぞよろしくお願いする。

以上である。

仲山委員

幾つか教えていただきたい。まず、別紙1の2ページ、「目指す15歳の姿」というところに、3項目ある。この3項目は、全国に様々ある小中連携校において、大体共通した目指す姿と考えてよろしいのか。どこの小中連携校もこういった目指す姿を提示しているのか、あるいは、そういったことは関係なく練馬区で考えた目指す姿なのか、教えてほしい。

副参事

今のご質問であるが、ここで書かれているのは、旭丘・小竹地域の特色を生かした「目指す15歳の姿」というところである。例えば3大学との連携というのは、まさにこの地域ならではの特色というところになる。練馬区全体で小中一貫教育で目指すものとしては大きく3点あり、授業改善による学力や体力の向上、それから、連携指導による豊かな人間性や社会性の育成、また、滑らかな接続による安定した学校生活である。そういった観点から、それぞれの学校区、中学校区で「目指す15歳の姿」を設定しているところである。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

それから、別紙2の1ページ目の No. 1のご意見に対する区の考えの一番最後の方、 デメリットについてのところで、「学年の枠にとらわれない弾力的な教育活動と小学校・ 中学校の区切りを意識したメリハリのある教育活動の両立ができるように取り組んでい きます。」とあるが、具体例を1つか2つ挙げてもらえれば分かりやすい。

副参事

例えば、今年で小中一貫教育校 1 1年目を迎える大泉桜学園の例を申し上げると、大泉 桜学園では4・3・2制という制度を取っている。要は1年生から4年生、5年生から中 学校1年生である7年生、それから、中学校2年生から中学校3年生である。そうなる と、それぞれの制度の中で4年生や7年生がいわゆるリーダー性を発揮するような機会 を持てるようになっている。ただ、そういったリーダー性というのが特定の学年だけで培 うということではなくて、様々な異学年交流を行うことで、その時々の立場に合ったリー ダーシップを取れるようにしている。また、大泉桜学園では、様々な交流活動、異学年交 流をしており、入学式、卒業式、また、生徒会、児童会活動もされている。

また、部活動や合同炊飯、運動会、交流給食など、様々な場面で交流を進めているところである。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

小中一貫教育校と申すけれども、練馬区の中で完全に建物が隣接していたり、一緒になっているのは、現在、大泉桜学園しかない。ほかの小学校、中学校の連携というのは、どうしても若干、距離感があるが、一緒になって行動していくという意味で、小中一貫の教育が推進されている。法律上で言うと、小中一貫教育の学校は、義務教育学校というのであるが、そこは基本的には中学校から転入することは想定していない。そのため、小学校に入ったら9年間ずっと同じ学校の児童・生徒であるということである。それが義務教育学校だが、練馬区の場合は、法律上で言う義務教育学校という完全な小中一貫教育ではなく、もちろん中学生からも入れるということである。そういう中で、いわゆる施設的な整理が一体になるというのは、ある意味では今回の旭丘・小竹地域が初めての試みかと思う。様々なご質問があるかと思うが、何かあったらお願いする。

中田委員

別紙2の2ページのNo. 7のところである。「小竹小学校の児童は、卒業後どの中学校に進学するのか」という質問に対する区の考えとして「原則として旭丘中学校へ進学することとしています」とあり、自分の校区内だと確かにそうかと思うが、その下に記載のとおり、一応通学区域外の中学校を選ぶことができるということである。旭丘中学校の生徒数を、ちょうど頂いていた中学校の学校案内のところで見ると、今の1年生が39人、2年

生が36人、3年生が46人であった。生徒数が少ない学校だと思われ、その中で、旭丘小学校から旭丘中学校へ行く子は多くなるとは思うのだが、3ページのNo.15の質問に対する回答として、「小竹地域から新校への小学校就学希望が一定程度あった場合も、受入れ可能な規模に設定している」とある。そうなったときに小竹小の児童が減り過ぎたりはしないのかと思った。そのため、小竹小学校と旭丘小学校の子供たちの今の進学する割合を教えていただけたらと思う。旭丘小学校、小竹小学校が旭丘中学校に行くのが本来の選択だと思うのだが、それ以外の学校へ流れている可能性は今現在あるのだろうか。そもそも人数が少ない学校の地域なのかということを知りたいと思った。

教育長

分かるか。

教育施策課長

今いただいたご質問を、細かい部分まで全てを把握できているわけではないが、まず、 旭丘中学校は、お話があったとおり私どもで言うところの過小規模校、生徒数が少なめの 学校である。もちろん学区域はあるが、私どもがこの新しい学校を整理していく中では、 旭丘地域、小竹地域の方々、保護者、子供たちの希望に寄り添うような形で、もし一定程 度小竹地域から入学希望があった場合には柔軟な対応を図っていきたい。

そして、旭丘中学校にはどの程度入学なさっているのかというお話である。これは、学校選択制によってほかの区立中学校を選ぶ場合もあれば、国公立、私立中学校を選ぶ場合もある。直近の数字は、記憶の中で恐縮だが、旭丘・小竹の学区域にお住まいの住民票上の子供の数と比較した場合、5割弱ぐらいのお子様が旭丘中学校に就学なされていると記憶している。今までの傾向もそうであるが、都心に近かったり、駅に近く、公共交通機関も備わっているということで、私立学校等、都心の学校等に通われる傾向が少し高めに出ている地域なのかと認識をしている。

学務課長

ただいまの説明に若干補足をさせていただきたい。

今年入学された中学1年生の状況である。旭丘中学校については、その当時、通学区域内の学齢簿の登録者数が75人ということであった。そのうち、旭丘中学校に入学されている方は39名となっている。そのため、残りの方は学校選択制を使っていただいた、また一定程度、約2割の方は国立、私立に通学をされているという状況もあるので、そうしたご選択をされた方もいらっしゃるところである。

また一方で、旭丘中学校の学区域外から旭丘中学校を選択された方が3名おり、そのうち1名の方は別の学校に行かれたため、実際には2名が入学されたということである。 以上である。

中田委員

ありがとう。

教育長

概してだが、練馬区のお子さんのうち、小学校に上がるときに5%の方が国立、私立小学校に進学する。そのため、区立小学校に進学される方は95%のお子さんと思ってほしい。その95%のお子さんが中学校に上がるときに約20%、国立と私立の中学校に進学をされる。そうすると、概算だが、4名に1人のお子さんは国立と私立の学校に行き、区立中学校に75%、4分の3のお子さんが進学するというのが練馬区の概算の数である。そのため、今回、旭丘中学校に行かれるご予定だった地域のお子さんが75名ということだが、約2割ぐらいの方が国立と私立学校に行かれているのであろうと考えられる。ただ、どちらかというと池袋などの都心に近いものだから、もしかすると東側のほうは私立に行かれる数が割合として少々多い可能性がある。

そういった状況について、先程ご説明があった。

中田委員

ありがとう。

教育長

都心区はもう少し多く、半分以上の方の国立・私立学校への通学がある。

坂口委員

先ほどの大泉桜学園の話を少し出すと、はやくも小学校4年生で、1年生の上級生として、様々な行事の手伝いなどを普通にやっている。一緒にご飯を作ったりすることもあり、10歳のときにリーダーシップを取るやり方をしている。それから、小学校、中学校の入学式、卒業式が一緒のため、1年生が9年生の生徒とペアを組んで入場してくるなど、普段、兄弟が少ない子供たちが学校の中で、異学年のそういう集団をつくっていることを非常に受け入れている状況を私はよく拝見している。

それから、この報告を見ると、地域、保護者の皆さんのご意見は、初めはどうしてそんなふうになるのかという疑問符からスタートしたが、今では、もう職員室はどういうふうに置くのか、旭丘小学校と中学校にある特別支援学級はどうなるのかなど、非常に皆さんが前向きに新しい学校のために意見をあげており、それが様々な子供たちのためにつながっている。私は本当にすばらしいことだと思う。それから、複合施設ができることも、地域にとって大変大事なことであり、そのことについてのご質問も幾つも出ているから、自分たちの責任でこの学校を建てようという気持ちがとても表れている報告だと思い、拝見した。

以上である。

教育長

ありがとう。

この説明会はもう長期間にわたるわけであるが、確かに坂口委員のおっしゃるように、皆様方のご質問、ご意見も変わってきたという思いがある。ほかにないだろうか。

仲山委員

5ページのNo. 26、No. 27の質問に対する答えに関連してである。千葉でガードレールがなくて、亡くなった事例があったが、ガードレールの設置に関しては、ぜひ十分に安全を確保できるようにしていただきたいと思う。要望である。

学校施設課長

ここの回答にもあるとおり、道路自体の幅員が6メートル未満という状況なので、道路中心線から3メートルの位置まで学校敷地側にセットバックして道路が拡張されるということである。さらにガードレールがあったほうが望ましいというご要望なので、受け止めさせていただいて、道路の部分について、今後、関係部署と連携して検討していきたいと思う。ありがとう。

教育長

ほかにあるか。

それでは、各委員から様々なご意見を頂戴した。この説明会については今後も継続されることになる。本日の審議はここまでとさせていただいて、次回以降も審議を継続したいが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について説明 をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

本件について何かご質問、ご意見等があればお願いする。

高柳委員

点検・評価について、分かりやすくまとめていただいてありがとう。最初に2つほど質

問とお願いがある。その後、取組項目については少々検討していただきたいことがある ので、それはまた後で述べさせていただく。とりあえずは、質問とお願いである。

質問は、点検・評価の取組項目はこの新しい大綱に沿ってつくられているが、点検・評価するのは昨年度、令和2年度の内容だと思う。そうすると、例えば1番、別紙1-2の取組項目(案)の教育分野の1、教育の質の向上の、主な取組項目のところを見ると、重点施策の①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実のところで8点ほど出ているが、昨年度の取組項目の中で重要だと思うものはないのである。おそらくこれは新しい教育・子育て大綱に準じており、今年の3月に改訂したものだからであると思うが、具体的に言うと、昨年度の主な取組項目にあった外国語教育の充実というところがないのである。英語教育についてはご存じのように、小学校は昨年度から全面実施になっているし、中学校は今年度からということで、非常に大事な点検・評価項目だと思うのだけど、これはなくていいものかというのが1つ質問である。

それからもう一点、依頼なのだが、点検・評価する場合に主眼となるのが大きく2点あ ると思うのである。1つは、自分が教育や保育の子育ての場面で実際に自分で見たり聞い たり、経験、体験したりした主観的な評価であり、これはとても大事だと思う。もう一点 が、毎年資料を頂いているが、こういう重点施策や取組項目がどの程度達成されたかとい う数字が出ている客観的な資料である。自分が見たり聞いたり体験したのも非常に大事で あり、生きたものとして必要だが、やはり自分だけが見たり聞いたりした体験以外でも、 練馬区全体では自分が分からないことがたくさんあるわけだから、そういったものは客観 的な資料で評価していくということである。これは当たり前のことなのだと思うが、評価 をする上で、できるだけ数値化したかたちで、私は大変よくできていると思うとか、いや、 もう少しだなとか、そういった意見が出てくると思う。しかし、自分で見たり聞いたり体 験するようなことは、令和2年度にはほとんどできていないのである。学校への訪問や出 前教育委員会もないし、また授業を見に行く、また研究発表会とか、それから先生方や子 供との交流もなく、行けないということで、本当に危機感がある。教育委員会の会議や、 教育だよりなどの様々な資料を頂いているが、そういったものを読んだりしている範囲で あり、自分の主観での見たり聞いたりした体験というのがあまりないのである。そのため、 客観的な資料というのが非常に大事だろうと思う。ただ、私も教育現場にいたから分かる が、数値化したものというのはそんなに材料が多くはないかもしれない。しかし、おそら く重点施策で主な取組項目の中では、毎年出しているような資料も幾つかあると思う。で きれば、本当に忙しい中で申し訳ないのだが、幾つか出せるものはできるだけ詳しく出し ていただきたい。それに基づいて客観的に妥当性のある評価を心がけていきたいと思って いる。

以上である。質問と要望、よろしくお願いする。

教育長

それでは、ご質問を少し分けて、まず、取組項目は、教育大綱の施策の今回改定されたものに準拠しているのかどうか、それとも改訂前のものに準拠しているのかということをまずお答えいただけないか。

教育総務課長

外国語教育の充実についてであるが、新しい大綱では、そこの部分は、教育の質の向上のところで取り上げてないということで、このようにさせていただいている。ただ、大切ではないということではないので、いただいたご意見も参考に、どういうふうに点検・評価できるかは検討させてもらえればと思う。

高柳委員

分かった。

坂口委員

よろしいか。

私も、今、高柳委員がおっしゃったことと一致することが幾つもあったので、併せて質問をしたいと思う。

今年の点検・評価をするに当たっては、私たちはそのための資料を持っていない。 例え ばここにある別紙1-2の学校の教育環境の整備では、これからあるのかもしれないが、 各学校の学力テストや体力テストの実施の有無も含め、定期的な推計の資料が出ていな い。それから、教員研修の充実については、そもそも実施が非常に難しかったのでないか とか思う。主な取組項目の一つずつを見ていくと、例えば、学校施設の整備など物理的な ことはできたのかもしれないが、他の部分では会合ができない中でどういうふうなこと をなさっていたのか疑問がある。重点施策のいじめ・不登校への対応については、不登校 実態調査の実施があるが、これについてもどう取り組まれたかなど疑問だらけであり、な かなか私たちがそれを知る機会がない状況で評価をしなければならないというのは非常 に苦しいと思い今回の資料を眺めている。他にも、タブレットが児童・生徒の手に渡り I CT機器が使える環境が整ったという物理的なことだけは分かるが、一度も学校を訪れ ていないこともあり、その中身について分からない部分がある。以前4月に校長会があっ たときに、資料を見て、校長に向けて様々な教育委員会からのお願いや通達があり、驚い た。驚くほど多くのことを一度に事細かに書いてあるのを読ませていただいたが、それを きちんと実行できたのか、あるいはできなかったのかなど、その辺りについても、やっぱ り見ていく必要があるかと思う。

以上で、本当に疑問だらけで非常に難しい評価だと今年度は思っている。

教育長

この主な取組項目というのは、例えば項目を増やしたり変更したりするということは できるものなのだろうか。

教育総務課長

それは可能である。

教育長

項目を増やす、変更することは可能ということである。結局令和3年度からの大綱だ

が、評価の対象は去年の実績であるということである。

教育振興部長

おっしゃるとおりであり、評価するのは2年度なのであるが、大綱は新しくなる。昨年度の大綱で評価するという手もあるのだが、非常にこれは分かりづらくなると思っている。そのため、評価は、一応3年度の大綱の中身として行っていただく。ただ、当然これはあくまでも主な取組項目であり、実は外国語教育というのは、おそらくこの新しい大綱の1の①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実のところに入るのだと思う。外国語教育の充実については、一定程度の取組が2年度で終わったので、主な項目としては入れてないけれども、中身としては、①に入ってくると思う。2年度で様々な取組をやっており、特に英語は、ALTなども含めてやってきていることもある。項目を増やすかどうかは別にして、内容は1の①に入るため、ご意見があれば、そこについてもきちんと2年度の取組についてお示しをして、そこで評価をしていただくというようなことでやっていったほうが分かりやすいかと考えている。

教育長

項目について、ご指摘のあったところについては追加をさせていただくということだが、 ほかに何かないか。項目そのものについてのご質問があればどうぞ。

高柳委員

よろしいか。

別紙1-2の取組項目の具体的な内容について、3点か4点ほど検討していただきたいと思うところがある。

まず①の(3)小中一貫教育の取組に関する情報発信というのがある。私たちがこれを実際に評価するにあたっては、主観的な評価や客観的な評価、様々な日頃頂いているような資料で評価する。それから、根本である教育振興基本計画や子ども・子育て支援事業計画の具体的な内容を見ながら、今まで教育委員会や様々な研修会のときに聞いた内容をもとに比較検討しながら評価するが、(3)の小中一貫教育の取組に関する情報発信というのはよく分からない。教育振興基本計画には、具体的な取組のところで、どこにもこういう文言は入っていないのである。このまま文面どおりに考えると、やはり、小中一貫教育の取組についてどうやって情報発信していくか、その取組を評価するのかと思う。しかし、先ほど協議の(1)旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置についての部分でもあったが、もともとの小中一貫教育の目的は違うと思うのである。たしか学力とか豊かな心とか、それから体力とか健康とか、それから地域に根差した教育や連携など、様々なそういう目的が主な取組項目になってきて、それを点検・評価するのではないかと思うのである。そのため、お考えがあるならそれを聞かせていただきたいと思うが、この文言については、このままでよいのか検討していただきたい。私だったらもうこのまま小中一貫教育の推進でよいのではないかと思うのだが、お考えがあれば教えていただきたい。

それから同じところで(7)教員の活用指導力の向上についてである。これは最初見た

時、何を活用するのか分からなくて、教育振興基本計画や教育・子育て大綱などを見たら、 ICT教育またはタブレット等の活用指導力の向上だろうということが分かった。ただ、 やはり、こういうタイトルになるよりはもっと分かりやすく、例えばICT教育の推進な どそのまま出したほうが分かりやすいのかと思う。

3点目に、先ほど坂口委員がおっしゃった③の学校の教育環境の整備に(3)定期的な推計の提供とあるのだが、この意味するところが読んでもなかなか分からなかった。この点検・評価にある主な取組項目は、教育振興基本計画と教育・子育て大綱に書いてあることのどこと整合性があるのか。おそらくICT環境の整備とか施設の複合化とか、そういうところの定期的な推計の提供なのかとも考えたのだが、やはり文言はもう少し分かりやすく書いたほうが点検・評価しやすいと思った。

以上、3点、ご検討をお願いしたいと思う。また、何かこういうふうにした意図などが あれば教えていただければと思う。以上である。

教育長

いかがだろうか。

教育総務課長

今、高柳委員からご指摘あった部分はごもっともなことだと思う。申し訳ない。 主な取組項目というのは、先ほど申し上げたように、大綱から拾った形になっているが おっしゃるとおり意味がこのままではよく分からないということがある。今後、これらの 項目について、事業成果を入れていくわけであるけれども、その際に、最も適した項目名 に置き換えなければいけないものがあるかもしれない。今回、新しい大綱になって初年度 ということで、こういう形の取組項目を挙げているけれども、実際には、事業成果等を記 載する中でさらに修正をさせていただきたいと思うし、もっと言えば、ここの段階でもも う少し分かりやすいほうがよかったと思う。そこは申し訳なかった。今後修正させていた だく。

高柳委員

よろしくお願いする。

教育長

別紙1-2の裏面の子育て施策について、何か同様のご意見などはあるか。

高柳委員

よろしいか。

私の見た範囲では、主な取組項目と点検・評価の文言は整合性があって分かりやすくできていると思った。

以上である。

教育長

それでは、ほかの委員の方から資料1の表面、裏面含めて何か項目についてご意見があればどうぞ。

こども家庭部長

教育長よろしいか。

今、高柳委員から子育て施策については分かりやすくできているとおっしゃっていただいたのだが、子育て施策の部分についても、主な取組項目の部分で結構レベル感が細かい、具体の事業など特定のもののみ指している部分が見受けられるので、レベル感を整理させていただきたいと思う。このままだとある事業の実績しか皆様方に提供できないというかたちになってしまうため、もう少し幅広くする形で、恐縮であるが全体的に精査を改めてさせていただければと思う。よろしくお願いする。

教育長

それでは、この資料の主な取組項目については、項目そのものと、項目のレベル感を統一するということで、次回以降またご提案させていただこうと思うが、よろしいだろうか。 この機会に何かほかにご意見があればお願いする。

仲山委員

よろしいか。

今頃になって非常に基本的なことをお伺いしたいのだが、点検・評価とは、例えばそれぞれの項目について事務の方がデータを整理して、そのデータを委員が見て評価するという流れなのか。

教育総務課長

申し訳ない。別紙1-3をご覧いただきたい。裏面まで続いているが、ここに重点施策と、項目名、ここでいうと私立幼稚園に関する助成と記載されている。目標、事業成果、今後の取組の部分は事務局で事前に入れる。これは次の項目である幼保小連携の推進以降の項目もずっと同じように記載する。裏面の中段のところに、昨年度の点検・評価における主な意見(教育委員・有識者)という記載があるが、これは昨年度頂いたところから私どものほうでこちらのほうに写す作業をする。その下の、昨年度の主な意見に対して現在取組んでいることおよび方向性の部分は空白になっているけども、これも事務局のほうで記入する。一番下の点検・評価欄である。ここまでのところをご覧いただいて、評価を3段階でどれか入れていただくことになる。1、2、3のうち3が一番よい評価である。特記事項欄であるが、ここには、各項目の課題や改善点、今後の方向性について各委員からご意見を頂戴できればと思っている。実際に記載いただくときには、この資料では特記事項欄が狭くみえるが、実際の書式の中では書いていくと量が膨らむようになるので、もっと多くの内容が書ける。こういったところに各委員が記載していただくということである。教育委員会にかける段階では、類似のご意見等を少し整理させていただいて、ここに提出させていただく、そういった流れである。

仲山委員

場合によっては、各項目に関するデータの詳細を私たちがチェックするという必要も出てくるだろうか。

教育総務課長

一度、こちらで提供させていただいたものをご覧いただき、具体的な資料で欲しいもの があればご要望いただければ、それについてはご提出させていただく。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいだろうか。

別紙1-3は基本的に事務局が作成をして、別紙1-3の裏面の最後の点検・評価と特記事項の記載をお願いするということである。ただ実際の書く欄はこの資料よりももうちょっと大きくなるということである。さらに別紙2-1、2-2については、別紙2-1の新型コロナウイルスに関する昨年度の取組は事務局がつくり、別紙2-2はそれに伴う点検・評価、特記事項の記載を各委員にしていただくという流れである。様々なデータ等のご要望があれば、これからも継続して審議をするので、またその都度ご意見を頂戴できればということでお願いをしたいと思う。

ほかにないだろうか。

それでは、別紙1-2の取組項目については、事務局から次回以降再度提案ができるようによろしくお願いする。

協議(2)については以上でよろしいだろうか。

それでは、様々なご意見をいただいたが、本日の審議はここまでとして、次回以降も継続して審議をしたいと思う。

(1) 教育長報告

- ① 令和2年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について
- ② 「練馬こども園」の認定について
- ③ 練馬区立地域子ども家庭支援センターの運営事業者の公募について
- ④ その他

教育長

次は、教育長報告である。本日は4件ある。 それでは、報告①について報告をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。本件についてご質問、ご意見等あればお願いする。

坂口委員

昨年度と比較すると、どのぐらい報告が出ているのか。

教育指導課長

令和元年度におきた結果であるが、令和元年度は体罰が1件あった。これは組体操の練習中によるたたいたり蹴ったりという事案で、教育委員会でもご報告させていただいた案件である。不適切な行為のうち、不適切な指導は令和元年度は3件、行き過ぎた指導はなかった。暴言等は6件である。

また、平成30年度は、体罰はなかった。不適切な指導は5件、行き過ぎた指導0件、 暴言等は4件であった。

ここ数年間の間は、不適切な指導、あるいは暴言等が見受けられた。さらに昨年度においては、体罰が1件発生し、やはり大変重い事案であった。平成25年から27年頃には、やはり体罰、あるいは不適切な指導も多くあったが、大分各学校で体罰に関する考え方について理解が進み、有形力の行使などによるものは減っている現状である。 以上である。

坂口委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにあるだろうか。仲山委員。

仲山委員

同じ質問であった。

教育長

それでは、続いて報告②をお願いする。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

ご質問、ご意見等ないだろうか。よろしいだろうか。

園児募集が間もなく始まるので、それに合わせて今回ご報告をさせていただいた。 それでは、以上で次の案件に移らせていただく。 それでは、報告③をお願いする。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いする。

坂口委員

業務内容に地域センターの訪問支援員がケース訪問するという項目が入ったことで、本当に多くの関わりが生まれると思う。一番大事なのが当事者や家族と会うことだと思う。それが今後区内5か所の支部の仕事になるということである。このことについては非常にやはり責任をもって、本当に経験ある人が多く関わることが一番だと思うので、その視点でどうぞいい事業者を選んでいただきたいと思う。

教育長

ありがとう。何かあるか。

高柳委員

大変大事な事業だと思っている。児童の虐待はなかなかなくならなかったり、他地区なんかでは重篤な事案も出ており、本当に1件でもなくなればいいと思っている。そういう中で、区内で5か所、きめ細かく地域子ども家庭支援センターができ、その運営事業者を公募するというようなことである。先程、坂口委員がおっしゃった訪問支援員についてであるが、ほかの地区で、児童相談所をつくっている場合に、専門的な資格がある人がなかなかおらず、児童相談所の計画が頓挫しているというような報道を聞いたりしている。練馬区の、この訪問支援員の方は、非常に大事な役割だと思うのだが、資格を持った人がなるのか。それとも、資格以外にこういう経験がある人というようなことで決まりはあるのか、または運営事業者に任せるのか、その辺をお聞きしたいと思う。よろしくお願いする。

練馬子ども家庭支援センター所長

ただいま委員からご質問いただいた訪問事業に関する職員の資格要件であるが、社会福祉士とか、そういった専門的な資格を持っている職員というのを資格要件として定めさせていただいている。そのほか、私ども本庁センター職員による支援方針等の中でも、専門性など様々な協力をしながらやっていくことが重要と考えているので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っている。また、先ほど坂口委員からもお話しいただいたが、地域の方々と子ども家庭支援センターが深く連携しながら取り組んでいくのは非常に重要だと考えているので、引き続きしっかりと対応していきたいと思っている。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにあるか。よろしいだろうか。

それでは、この報告については終了とさせていただく。

本日の資料の報告は以上であるが、その他の報告があればお願いする。

学務課長

私から、令和4年度入学練馬区立中学校の学校案内の配布について、口頭にて報告をさせていただく。

本冊については、来年の4月の中学校入学に向けて、これから保護者・児童の皆様が進 学先を選択するにあたり、中学校生活の概要や各学校の特徴をまとめた冊子を毎年発行 しているというものである。保護者・児童の皆様には、今後、各学校または郵送にて配布 をさせていただきご活用いただく。

簡単ではあるが、以上とさせていただく。よろしくお願いする。

高柳委員

よろしいだろうか。

郵送する方にはどういう方がいらっしゃるのか。

学務課長

失礼した。郵送する方については、例えば私立学校に行かれている方や区立の学校でお 渡しできない方である。以上である。

教育長

ただいま学務課長から説明のあったとおり、私立小学校等に行かれている方について も、これはお送りすることになる。よろしいだろうか。

それでは、事務局のほうでご用意した案件は以上であるが、委員の皆様方から何かあるだろうか。

仲山委員

今、世間で問題になっているパラリンピックの観戦に関しては、練馬区としては区立の 学校の生徒に対してどんな方針になっているのか。

教育指導課長

パラリンピック競技大会においても、オリンピックの競技観戦と同様に、学校観戦事業については一律中止と決定させていただいた。

以上である。

保育課長

区立保育園ではもともとやる予定はない。私立保育園については、この感染拡大が始まる前は、5園ほどパラリンピックの競技を見るご意向というのがあったが、その全ての園が本日までの間に取りやめをしているので、保育園においても観戦の予定はない。 以上である。

教育長

前回の7月の教育委員会でもご報告したが、オリンピックだけでなく、パラリンピック の観戦もその時点で中止の判断とさせていただいている。

仲山委員

すまない、ありがとう。

教育長

ほかにあるか。

高柳委員

今の件にも関連するところなのだが、新型コロナウイルス感染症についてである。以前にも伺ったが、今大変拡大しているということで、国から示されたデータであると、20歳未満では6月の時点と比べ、8月時点の感染者数が十数倍になっているということである。7月と比べても2倍、3倍になっているということで、私が言うまでもないことだが、まだピークが見えないし、これから拡大していく傾向にあるということである。本当に夏休み中に何とかある程度収まっていく傾向で秋を迎えられればいいと、皆さん、保護者も子供も思っていたと思うが、今その見通しが立たないということで、少々お聞きしたい。もちろん練馬区は今までも感染防止の対策としてガイドラインをつくってきちんとやっているし、各学校、保育園、幼稚園等でもやっていると思うが、2学期は1学期までと少々違ってきていると思うのである。おそらく今、保育園、幼稚園、また学童クラブや小中学校などについて、それぞれの部署で考えられていると思う。今までのガイドラインは徹底的に守るとして、感染予防のためにさらに重点的にやっていくことや、徹底することなどについて、それぞれの部署で考えていることがあれば教えていただきたい。

情報発信も多くしていかないと、今、おそらく保護者の方も子供も心配な方が大勢いらっしゃると思うので、完全な特効薬みたいなものはないと思うのだが、何らかのかたちで様々なところで情報を出して、こういうふうにしているから安心であると、子供や保護者への安心・安全を意識づけなければいけないし、またいろんな協力をしてもらう部分は協力してもらわなければいけないと思う。今考えている範囲で、また実施しようとしている範囲で分かっていることを教えていただきたいと思う。よろしくお願いする。

保健給食課長

小学校、中学校については、ご指摘のとおり、現在若い層でも非常に感染が広がっている。幸い夏休み中ということであり、学校で児童生徒同士が接触するという機会は

限定されていることもあって、その影響があまり今の時点では出ていないという状況である。また、感染対策についてであるが、ご指摘のとおり、これまでやってきたものを徹底するということもあるけれども、これまでとちがう主なこととしては、変異株などの影響もある。これまでよく3密と言われていたものが、3つの密がそろわなくても1つの密だけでも感染することがあるということに留意する必要があると言われている。また、発熱などの症状がある場合には、極力登校を控えるとか、様々な行事に参加することを抑えるというところについて徹底をすべきということが分かっているので、それを含めて、また学期明けについては、様々な周知徹底をしてまいりたいというふうに考えている。

以上である。

教育指導課長

学校教育活動について、少しお話しさせていただきたいと思う。

まず、9月1日に多くの学校が始業式を迎えることになる。もともと、1学期に学校閉鎖、学年閉鎖を行った学校は8月25日から始業式を迎える予定であった。中学校1校であったが、これも今のところ検討していて、9月1日にそろえるというような動きで動いているところである。9月1日からの始業にあたっては、改めてこれまでのガイドラインおよび感染症対策の徹底通知、これを各学校には確認をしていただこうと考えている。

具体的な内容としては、教育活動の身体的距離をしっかりと取るということ、それから 衛生面での予防策、換気等の徹底を図るということ、それから水泳の学習なのだが、緊急 事態宣言下においては実施を見合わせているので、少なくとも9月12日までの間、宣言 が12日までと言われている間は水泳指導についても見合せを継続することになる。部 活動についても、原則中止ということになる。また、その他の学校行事については、宿泊 を伴う校外学習等は中止、または延期の措置を取るということになる。もちろん緊急事態 宣言が9月12日からさらに延長されるということであれば、また柔軟に対応していき たいと考えているし、国や東京都のほうから、仮に臨時休業を行うというような通知があ れば、そのときにはやはり即座に対応してまいりたいと考えている。

以上である。

子育て支援課長

学童クラブは夏休み中も変わりなくやっており、いつも以上に、1日保育という形で時間を長く運営している。通常だと放課後だけであるが、今は1日保育なので、昼食を食べる機会もあり、感染リスクが恐らく高まっているだろうとは思うのだが、実感として、8月7、8、9日の連休が明けた頃から感染者が多くなってきているというのは肌で感じる。ただ、単発で感染者が出ることはあっても濃厚接触者から陽性者が横に広がるということがないということはありがたいことだと思っており、それに関して保健所から言われているのは、とにかくきちんとマスクができているということが、非常に重要であるというようなお話はいただいている。もちろん基本的な手洗いであったり換気であったり消毒をするということについても徹底してガイドラインに基づいてやっているわけだが、きちんとマスクができるかどうか、屋外であれば外すこともあるわけであるが、どのぐらいの距離を取ってどのぐらいの時間マスクを外して、そのときにしゃべっていたのかいなかったの

か、そういったところがかなり重要になってくる。こちらは保健所とお話しする機会が多々 あるので、そういった見えてきたことを個人情報に触れない範囲でそれぞれの現場のほう に話を伝えていき、それを参考にしながらより感染拡大防止に努めていただくというよう なことを今やっている。障害があって、なかなか指導していてもマスクの常時着用が難し いといったお子さんも中にはいらっしゃるので、そういったお子さんの支援に当たる場合 には、特に気をつけて、今力を入れているところである。

学童クラブとしては以上である。

保育課長

保育園については、練馬区保育施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、こうした独自のガイドラインをつくって、日々保育園の運営を行っているところである。ご案内のように、保育園は夏休みはない。私の感覚としては、7月の中旬、下旬頃から、子供の感染、保育士等の感染が急増しているというのが実感である。連日区のホームページでも、感染の状況を発表させていただくという状況が続いていて、本当に有事であると改めて感じるところである。

今、高柳委員から新型コロナウイルスの新たな対策という趣旨のご発言があったが、やはりデルタ株においてもしっかりと子供たちを守っていくためには、既存の感染対策をしっかりとやっていくこと、それを徹底することに尽きると思っている。私ども過去50回ほど保育園に通知を行っていて、保護者の皆様方にも、例えば都県境の移動を行わないようになど、区のホームページでも呼びかけていることを改めて徹底してご案内しているところである。特に子供たちはワクチンを打つことができないので、保育所を守るため、また子供たちを守るためにも、これはあくまで任意ではあるが、ワクチンをぜひ打っていただきたいと思っている。東京都が先月の末から大規模接種会場を用意して、保育士等のワクチンの接種というのも始めているところである。こうした取組を行いながら、何とか第5波というのが早く鎮静化しないかと思いながら、日々、日中夜間問わず対応しているといった状況である。

以上である。

教育長

ありがとう。ほかにあるか。

高柳委員

それぞれの分野で検討されているのが非常に分かったので、この1か月、2か月程本当に大変だと思うがよろしくお願いする。

中田委員

新型コロナウイルスを恐れて不登校が増えるのではないかというのが私の心配しているところである。ちょうど今日の新聞で夏休み明けに児童生徒の自殺が増えたりするという記事があり、新型コロナウイルスのことも大変かとは思うのだが、SOSを見逃さないようにそういう子供たちの対応もお願いしたいと思う。

以上である。

副参事

今日の報道でも、自殺が最悪のペースになっているなどの情報があり、非常に危機感を持って教育委員会としても対応しているところである。特に夏休みのお盆過ぎから2学期の始業にかけての期間は非常に子供たちのSOSが急増している時期でもある。私どもとしては、1学期から取り組んでまいった相談体制の強化ということで、小学校3年生、5年生、それから中学校1年生に、スクールカウンセラーなどを通して全員面接をして、誰にでもいつでも相談できるような体制を取ることや、それから、区や都の相談窓口を周知するなどしている。また教員にも、例えば4月、夏休み前、夏休み明け等に、そういう状況であることの意識啓発をしているところである。また、つい一昨日も、学校に改めて、例えば1学期中に子供がいじめを受けていた、または不登校であるとか、そういった心配される子供に対しては、この期間、電話連絡や家庭訪問等の実施をして、継続的に状況把握を努めること、また、そういったことを教職員間で情報共有することなどを徹底しているところである。引き続き対策してまいる。

以上である。

中田委員

ありがとう。

教育長

児童生徒ご本人や保護者の新型コロナウイルスに対する恐怖心による不登校というのは、今までもこの1年数か月の間存在する。これまでの体制等について何かあったらもう一度お答えいただきたい。

副参事

新型コロナウイルス感染症の不安から登校しないという子供に対しては、基本的に家庭で学習をするという体制を取っている。ただ、基本的には学校は、各家庭、各子供たちに学校で取り組んでいる感染症対策について丁寧に説明をしていただいている。その説明をしてもまだ不安であるといった場合には、出席停止という扱いの中で、各家庭で学習をするというように、学習の保障の体制を整えて進めているところである。不安に対しては、身近なところで相談ができるような形で進めている。また、心のケアについても同じように進めているところである。

中田委員

ありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。

それでは、第16回教育委員会定例会を終了させていただく。お疲れさま。